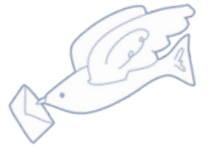


#16
2025
Sep.

あんしんぶん



改正民法のQ&Aのご紹介 ～親権の行使方法など(学校関係)～



あんしんぶん#13、14に続き、民法改正の施行準備のための「関係府省庁等連絡会議」で確認された「Q & A形式の解説資料（民法編）」のご紹介をします。今回は「親権の行使方法等（新民法第824条の2関係）」です。

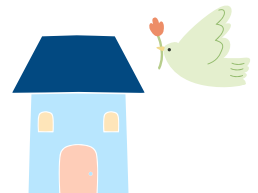
新民法第824条の2では、親権の行使方法、特に単独で親権の行使が可能なきを明記しています。「子の利益のための急迫の事情があるとき」「日常の行為にかかる親権の行使」について、共同親権であっても、単独で親権を行使できます。

民法 第824条の2（親権の行使方法等）

1. 親権は、父母が共同して行う。ただし、次に掲げるときは、その一方が行う。
 - 1 その一方のみが親権者であるとき。
 - 2 他的一方が親権を行うことができないとき。
 - 3 子の利益のため急迫の事情があるとき。
2. 父母は、その双方が親権者であるときであっても、前項本文の規定にかかわらず、監護及び教育に関する日常の行為に係る親権の行使を単独ですることができる。
3. 特定の事項に係る親権の行使（第一項ただし書又は前項の規定により父母の一方が単独で行うことができるものを除く。）について、父母間に協議が調わない場合であって、子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、父又は母の請求により、当該事項に係る親権の行使を父母の一方が単独ですることができる旨を定めることができる。

あんしんぶん#14でご紹介した民法第819条とともに、第824条の2は共同親権に深く関わる部分です。前回も、共同親権または単独親権のいずれかを原則とするものではなく、子どもの利益を害すると認められるときは単独親権にしなければならないという内容でした。高葛藤のケースや、父母の一方が相手方と「関わりたくない」「口も聞きたくない」と主張するなど感情的な対立が大きいケースについては、協議が整わないなど事情を考慮し、共同して親権を行うことが困難であると認められます。

そして、第824条の2では、共同親権であっても親権を単独で行使できる場合が規定されています。平和な日常を送るため、学校関係を中心に押さえておくべきQ & Aをご紹介します。



824条の2で「親権は、父母が共同して行う」と定めているのは、子のための契約の締結等の親権行使の際に、父母双方の署名・押印を必須とする趣旨か？

父母の共同の意思での決定には、父母の共同の名義によって親権の行使をした場合のみならず、例えば、父母の一方が他方の同意を得て、単独名義で親権の行使をする場合も含まれる。この場合の他方の同意は、黙示的なものでもよい。そのため、**子のための契約の締結等の親権行使の際に、父母双方の署名・押印が必須となるわけではない。**

旧民法の下では、実務上、契約書等への父母の一方の署名押印をもって他方の黙示的な同意を推定するものとして取り扱われることもあったが、824条の2は、このような実務的な取扱いを変更することを求めるものではない。

学校教育に関してはどのような場合が「子の利益のため急迫の事情があるとき」に該当するか？

例えば、以下のような手続の期限が間近に迫り、父母間の協議や家庭裁判所の手続を経ていては適時に親権を行使することができず、その結果として子の利益を害するおそれがあるような場合は、**「子の利益のため急迫の事情があるとき」**に該当すると考えられる。ただし、個別具体的な事情が考慮される必要がある。

- 入学手続（願書の提出、授業料の納付等）
- 特別支援学校への就学に関する意見聴取への応答
- 出席停止の命令に関する意見聴取への応答

学校教育における「監護及び教育に関する日常の行為」について、それぞれ親権者から矛盾する内容の意思を示された場合、学校はどのように対応すべきか？

父母が共同して親権を行使すべき事項について、学校において、父母の意見が異なっていることを認識している場合には、有効な親権行使がないものとして取り扱わざるを得ない。したがって、学校の対応としては、まずは特定事項に関する親権行使者の指定の審判等の方法を教示することなどが考えられる。

他方で、親権行使がされるべき期限が迫っている状況下において子の意思が父母の一方と一致している等の個々の事情を考慮して、父母の一方が即時に単独で親権行使をすることについて「子の利益のため急迫な事情がある」といえる場合には、当該親の親権行使を有効なものと扱うことができる。

親権を持つ別居親から運動会や卒業式等の学校行事への参加の希望を受けた場合、学校はどのように対応すべきか。

学校が同居親から事前に別居親の参加の制限に関する申し出を受けた場合であって、別居親の希望がそれ以前に親権者から申し出られている協議結果と異なっている場合や、親権者間の協議結果が学校に対して申し出られていない場合には、学校は、親権者間で協議し、その結果を学校に報告することを求めることが考えられる。

父母が学校行事の現場で高葛藤状態にあり、その参加が学校行事の運営に混乱を来す可能性が高いといった理由がある場合などには、学校は、学校管理の観点から、行事参加を制限するといった対応をとることも考えられる。

親権行使の受け手となる学校や病院等は、誰が親権者であるかをどのように把握すべきか？

親権行使の受け手側が子の親権者が誰であるかを判断する方法については、民法に特段の規定はなく、これまでの実務でも、個別具体的な事案に即して、父母の申告等に基づいて適切に判断されていた。改正法はこれまでの実務的な取扱いを変更することを求めるものではない。

各種施設を親子交流の場としたい旨の希望があった場合には、当該施設の管理者はどのように対応すべきか。父母の協議において、親子交流の場所を当該施設と定めた場合には、当該施設の管理者は親子交流の実施場所を必ず提供する必要があるか。

父母間の協議は当該施設の管理者を法的に拘束するものではないため、父母間の協議において親子交流の場所が定められた場合であっても、**当該施設等を親子交流の場所として提供するかどうかは、当該施設等の管理者において、個別の事案ごとに施設管理等の観点から適切に判断されるものである。**

父母又はその代理人においては、あらかじめ当該施設の管理者へ父母間の協議の状況等を説明し、かつ施設の利用条件・開館日時等を確認し、その範囲内で利用することが適切である。

参照元：「父母の離婚後の子の養育に関する民法等改正法の施行準備のための関係府省庁等連絡会議」

○第5回 令和7年8月27日 資料1 Q & A形式の解説資料（民法編）



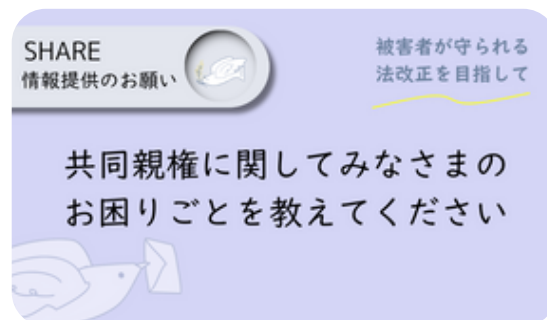
DVモラハラレスキュープロジェクト 受付中！

ちょっと待って共同親権ネットワークでは、2029年の民法再改正を目指し、皆様から共同親権に関するお困りごとを集めておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。また、Q&Aによる共同親権についての情報提供や、共同親権に関するご相談も受け付けておりますので是非ご活用をお願いいたします。

共同親権について情報をお持ちの方

共同親権を含む民法改正が、現在のDVや虐待被害支援を委縮させていないか、民法改正の内容や国会答弁等に反する司法判断や行政の対応が行われていないかを検証し、実態を公表・政策提言を行います。

「共同親権にしなければ離婚しない」「許可なく別居したら犯罪だ」と恫喝された等、お困りの状況を教えてください。ご提供いただいた情報は、個人や地域、所属組織がわからない形で統計情報および事例として法務省や国会議員に提出するなど活用させていただく予定です。DV被害者の現状を知ってもらうためにも、ご協力をお願いいたします。



詳しくはこちら↓



共同親権についてお困りの方

DVから避難するために全国の支援機関や裁判所・教育機関などで正しい対応をしてもらえるよう、別居や離婚に関する正しい法律の周知が必要です。共同親権に詳しい弁護士が、想定される質問の回答を作成し、Q&A形式にまとめています。サイトの「調べる」のカテゴリーから、ご自身の状況に似たお困りのQ&Aをお探してください。Q&Aでは解決しなかった場合は、「相談フォーム」からご質問・ご相談内容を入力・送信してください。スタッフより回答させていただきます。



詳しくはこちら↓

